

税理士会だより

「電子取引」(電子帳簿保存法)について

税理士 飯森 康就

令和3年度の税制改正において「電子帳簿保存法」の改正が行われ、令和4年1月1日より施行されています。ただし「電子取引」については、令和5年12月31日まで一定の条件で猶予されていましたが、令和6年1月からは保存要件に従った電子データの保存が**全ての事業者**において必要となります。

「電子取引」とは、紙でやりとりしていた場合に必要情報（請求書、領収書、契約書、見積書など）の受け渡しを電磁的方法（EDI、インターネット、電子メールなど）により行う取引をいい、これらの取引情報を**紙ではなく電子データのまま保存**することが求められます。

下記保存要件のうち、**真実性の要件は、④が特別なシステム等がいらす導入できます**。可視性の要件では、原則として検索機能が必要ですが、令和5年度税制改正で一定の場合には**検索機能の確保を不要とする特例措置等**が講じられました。ただし、電子データの保存はこの場合でも必要です。詳細は、国税庁ホームページ「電子帳簿等保存制度 [特設サイト](#)」等をご確認ください。

【電子取引の保存要件】

1.保存期間

7年間（法人で欠損金の繰越控除を受ける場合は最長10年間、個人で一定の書類は5年間）

2.真実性の要件 以下①～④のいずれかを行う

- ①発行者によるタイムスタンプの付与。
- ②受領者によるタイムスタンプの付与。
- ③訂正・削除履歴の確保されたシステムの使用。
- ④訂正・削除の防止に関する事務処理規定を定める。

※事務処理規定 国税庁（各種規定等のサンプル）→



3.可視性の要件

- ①保存場所にパソコン、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと。
- ②システム関係書類等（概要書、仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること。
- ③検索機能を確保すること。

■電子取引の保存 令和5年度改正

	基準期間の売上高 5,000万円以下	出力書面を日付 及び取引先で整理	相当の理由あり
ダウンロード対応 (電子データの保存)	○	○	○
検索機能の確保	×	×	×
改ざん防止措置	○	○	×
出力書面の保存	×	○	○

※「相当の理由」（事前手続は必要なし）

例えば、その電磁的記録そのものの保存は可能であるものの、保存時に満たすべき要件に従って保存するためのシステム等や社内のワークフローの整備が間に合わない等といった、自己の責めに帰さないと言いつても、自己の責めに帰さないとは言いがたいような事情も含め、要件に従って電磁的記録の保存を行うための環境が整っていない事情がある場合。